

身近にいますよ 相談できる人

# 民生委員・児童委員の活動紹介

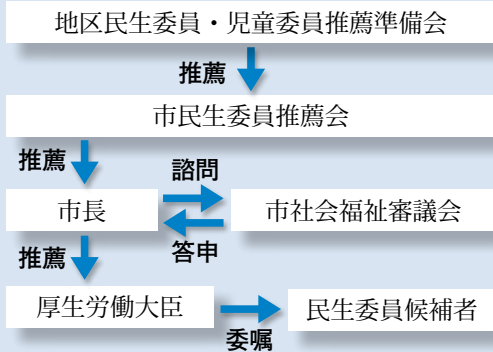
民生委員・児童委員を「ご存じですか。皆さんの住む地域に必ずいる「身近な相談役」です。相談内容は福祉に関する心配事や子育て、高齢者を狙った悪徳商法対策などさまざまです。必要に応じて区役所などの関係機関へのパイプ役にもなります。その活動を具体的にみていきましょう。



民生委員と児童委員とは

民生委員の活動の目的は「地域の社会福祉の増進」です。児童委員も兼ねており、皆さんが安心して暮らす手伝いをしています。そのため、日頃から地域の人々との関係を大切にし、相談を受けます。援助の必要な人に情報を提供し、区役所などの関係機関への橋渡しをすることもあります。豊平区には29人の委員がおり（平成22年4月現在）、地域のために大切な役割を担っています。民生委員・児童委員は法律に基づき、地域からの推薦により厚生労働大臣から委嘱いしやくを受けます。無報酬で活動するボランティアです。

## 民生委員・児童委員はどうやって選ばれるの？



## どのような人がなれるの？

	民生委員 児童委員	主任児童委員
根拠法	民生委員法・児童福祉法	
資格など	満30歳以上、 満69歳未満 (再任の場合は満75歳未満)	満30歳以上、 満57歳未満 (再任の場合は満63歳未満)
任期	3年、再任可 次回改選は平成22年12月	
身分	非常勤の特別職の地方公務員ですが、給与は支給されないボランティアです。	

主任児童委員とは

児童委員の中で、子どもに関することに専門に携わるのが「主任児童委員」です。制度ができたのは平成6年と比較的新しく、厚生労働大臣の指名を受けて活動します。豊平区には19人の主任児童委員がいます。いじめや児童虐待などの問題に、学校や関係機関と連携して取り組んでいます。また、子育てサロンをはじめ、子育て中のお母さんや子どもを支える活動も行っています。民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期は3年で、今年の12月には一斉に改選されます。